

議案第5号

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年1月23日

提出者 調布市教育委員会
教育長 栗原 健

提案理由

調布市適応指導教室設置条例の改正に伴い、調布市適応指導教室設置条例施行規則についても必要な改正を行うため、提案するものです。

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

調布市適応指導教室設置条例施行規則（令和2年調布市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第2条中「第4条の事業の対象児童」を「第2条に規定する対象者（以下「対象者」という。）」に、「児童とする」を「者とする」に改め、同条第1号及び第2号中「児童」を「者」に改める。

第3条第1項中「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「児童」を「対象者」に改め、同条第2項及び第3項中「児童」を「対象者」に、「児童状況」を「児童生徒状況」に改め、同条第4項中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第4条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第1号様式中「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「児童」を「児童生徒」に、「小学校」を「学校」に改める。

第2号様式中「小学校」を「学校」に、「児童状況」を「児童生徒状況」に、「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「児童に」を「児童生徒に」に、「児童氏名」を「児童生徒氏名」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第4号様式，第5号様式及び第6号様式中「適応指導教室」を「教育支援センター」に，「児童」を「児童生徒」に，「小学校」を「学校」に改める。

附 則

この規則は，令和8年3月1日から施行する。

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市適応指導教室設置条例施行規則 令和2年3月31日教育委員会規則第7号</p> <p>改正</p> <p>令和4年3月29日教委規則第2号 令和5年3月30日教委規則第3号 令和 年 月 日教委規則第 号</p> <p>調布市<u>教育支援センター</u>設置条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、調布市<u>教育支援センター</u>設置条例（令和2年調布市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (対象者)</p> <p>第2条 条例<u>第2条に規定する対象者（以下「対象者」という。）</u>は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した者 (2) 欠席が30日未満の場合でも、不登校の傾向がみられ、より小集団での活動が適切であると調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が判断した者 (利用の手続)</p> <p>第3条 調布市<u>教育支援センター</u>（以下「<u>教育支援センター</u>」という。）の利用を希望する<u>対象者</u>の保護者（以下「保護者」という。）は、調布市<u>教育支援センター</u>利用申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。 2 委員会は、前項の申請を受けたときは、<u>対象者</u>が在籍する学校の校長に児童<u>生徒</u>状況報告書（第2号様式）の提出を依頼するものとする。</p>	<p>○調布市適応指導教室設置条例施行規則 令和2年3月31日教育委員会規則第7号</p> <p>改正</p> <p>令和4年3月29日教委規則第2号 令和5年3月30日教委規則第3号</p> <p>調布市<u>適応指導教室</u>設置条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、調布市<u>適応指導教室</u>設置条例（令和2年調布市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 (対象児童)</p> <p>第2条 条例<u>第4条の事業の対象児童</u>は、次の各号のいずれかに該当する<u>児童</u>とする。 (1) 心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した<u>児童</u> (2) 欠席が30日未満の場合でも、不登校の傾向がみられ、より小集団での活動が適切であると調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が判断した<u>児童</u> (利用の手続)</p> <p>第3条 調布市<u>適応指導教室</u>（以下「<u>適応指導教室</u>」という。）の利用を希望する<u>児童</u>の保護者（以下「保護者」という。）は、調布市<u>適応指導教室</u>利用申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。 2 委員会は、前項の申請を受けたときは、<u>児童</u>が在籍する学校の校長に児童状況報告書（第2号様式）の提出を依頼するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 委員会は、<u>対象者</u>の状況等について確認のうえ、審査を行い、利用の可否を決定するものとする。</p>	<p>3 委員会は、<u>児童</u>の状況等について確認のうえ、審査を行い、利用の可否を決定するものとする。</p>
<p>4 前項の利用の可否について、委員会は、調布市<u>教育支援センター</u>利用許可（不許可）通知書（第3号様式）により保護者に、調布市<u>教育支援センター</u>審査結果通知書（第4号様式）により在籍校の校長に通知するものとする。</p>	<p>4 前項の利用の可否について、委員会は、調布市<u>適応指導教室</u>利用許可（不許可）通知書（第3号様式）により保護者に、調布市<u>適応指導教室</u>審査結果通知書（第4号様式）により在籍校の校長に通知するものとする。</p>
<p>（利用辞退の手続）</p>	<p>（利用辞退の手続）</p>
<p>第4条 前条第4項の規定による利用許可を受けた保護者が<u>教育支援センター</u>の利用を辞退しようとするときは、調布市<u>教育支援センター</u>利用辞退届出書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第4条 前条第4項の規定による利用許可を受けた保護者が<u>適応指導教室</u>の利用を辞退しようとするときは、調布市<u>適応指導教室</u>利用辞退届出書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。</p>
<p>2 委員会は、前項の届出があったときは、調布市<u>教育支援センター</u>利用辞退結果通知書（第6号様式）により在籍校の校長へ通知するものとする。</p>	<p>2 委員会は、前項の届出があったときは、調布市<u>適応指導教室</u>利用辞退結果通知書（第6号様式）により在籍校の校長へ通知するものとする。</p>
<p>（雑則）</p>	<p>（雑則）</p>
<p>第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和4年3月29日教委規則第2号）</p>	<p>附 則（令和4年3月29日教委規則第2号）</p>
<p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>
<p>2 この規則による改正前の調布市適応指導教室置条例施行規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。</p>	<p>2 この規則による改正前の調布市適応指導教室設置条例施行規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。</p>
<p>附 則（令和5年3月30日教委規則第3号）</p>	<p>附 則（令和5年3月30日教委規則第3号）</p>
<p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p><u>第1号様式（第3条関係）</u></p>	<p><u>第1号様式（第3条関係）</u></p>
<p><u>第2号様式（第3条関係）</u></p>	<p><u>第2号様式（第3条関係）</u></p>
<p><u>第3号様式（第3条関係）</u></p>	<p><u>第3号様式（第3条関係）</u></p>

改正後	改正前
<u>第4号様式（第3条関係）</u>	<u>第4号様式（第3条関係）</u>
<u>第5号様式（第4条関係）</u>	<u>第5号様式（第4条関係）</u>
<u>第6号様式（第4条関係）</u>	<u>第6号様式（第4条関係）</u>

附則（調布市教育委員会規則第〇号）
この規則は、令和8年3月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

調布市教育委員会

教育長 宛

保護者氏名 _____

調布市教育支援センター利用申請書

調布市教育支援センターの利用について、次のとおり申請します。

ふりがな 児童生徒 氏名		生年月日	年 月 日
住所	電話		
在籍校	学校	年	組
申請理由			
児童生徒の 状況			
備考			

年 月 日

調布市教育委員会

教育長 宛

学校

校長

児童生徒状況報告書

調布市教育支援センターの利用申請をした児童生徒について、次のとおり報告します。

ふりがな 児童生徒 氏名		学年 組	年 組
出欠席状況	欠席 日（ 学期 月頃から） 遅刻 回 早退 回 特記事項		
学習状況			
生活状況			
備考			

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市教育委員会
教育長

調布市教育支援センター利用許可（不許可）通知書

調布市教育支援センターの利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

ふりがな 児童生徒 氏名	生年月日	年 月 日
在籍校	学校	年 組
審査結果	許可	・ 不許可
その他		

(裏)

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えについては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者は教育委員会）を被告として、提起することができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できません。ただし、①審査請求のあった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（正当な理由があるときは、認められる場合があります。）。

第4号様式（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

校長 様
学校

調布市教育委員会
教育長

調布市教育支援センター審査結果通知書

調布市教育支援センターの利用申請のあった児童生徒について、利用検討委員会にて審査した結果を通知します。

ふりがな 児童生徒 氏名		学年 組	年 組
審査結果	許可 ・ 不許可		
その他			

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

調布市教育委員会

教育長 宛

保護者氏名 _____

調布市教育支援センター利用辞退届出書

調布市教育支援センターの利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

ふりがな 児童生徒 氏名		生年月日	年 月 日
住所	電話		
在籍校	学校	年	組
辞退理由			

